

学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日作成

平成29年9月1日改訂

早通南小学校いじめ対策委員会

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織名 早通南小学校いじめ対策委員会

(2) 組織の役割

この組織は、学校が組織的にいじめ防止等に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

- ① いじめを防止するために「かかわり」を重視した生活指導計画の作成
- ② いじめが発生した場合の情報収集と記録、共有
- ③ いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討

(3) 委員構成

① 校内委員

・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生活指導主任 ・特別支援コーディネーター
・養護教諭 ・当該学年主任 ・当該学年全担任

② 外部委員

・民生委員 ・主任児童委員 ・保護司

3 学校いじめ防止基本方針

(1) 教職員の姿勢

すべての子どもがかけがえのない存在であることから、子ども一人一人が誰からも

尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が、児童生徒、保護者、地域との信頼関係の上にいじめの防止等に徹底して取り組む。

(2) いじめの防止

- ① いじめを生まない人間関係・学校風土づくり
 - ア 児童相互のかかわり合う力を高める生活指導計画の作成
 - イ 学年縦割り活動・ふれあいタイムを活用した人間関係づくり
 - ウ SELによる人とかかわり方の学習
 - エ 「特別の教科道徳」を中心とした人権教育、思いやりの心の育成
- ② 自立性と社会性をはぐくむ教育活動
 - ア めあてを持ち、自主的に活動する学校行事・特別活動
 - イ 互いに認め合い、支え合う異学年交流活動
- ③ わかる授業・できる授業
 - ア 「もんだい」「かだい」「まとめ」の学習過程を大切にした授業
 - イ 児童相互がかかわり合う活動を大切にした授業

(3) いじめの早期発見

- ① 何でもすぐに相談できる雰囲気づくり
- ② 日常のみとりとアンケートによるみとり
 - ア 日常のみとりといじめアンケートによるみとり→校内いじめ対応ミーティング
 - イ アセスによる問題傾向の早期発見

(4) いじめへの対処

- ① 児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ② 教育相談委員会による全校体制での問題解決に向けた具体的な方策の検討
- ③ 保護者の理解、協力を得ながらの再発防止に対する取り組み
- ④ 必要に応じた関係機関との連携

(5) 児童が深刻な不安を感じている可能性がある場合の対応

- ① 「TALK の原則」に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱による長期のケア
- ② いじめが解決した後のきめ細やかな経過観察といじめの再発防止